

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業
	担い手の育成	集落営農
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	県	

事業名	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業（県単・継続）			
アピールポイント	上北管内の集落と水田農業の維持発展のため、コアとなる集落営農組織の育成と横の連携を強化するとともに、チャレンジモデル実証による収益改善を図り、次世代につながる生産体制の強化及び担い手育成による若い世代を巻き込んだ地域づくりを支援する。			
事業の趣旨	管内の集落営農組織は担い手不足や収益の悪化等により6年間で6組織が解散・休止している。 将来の集落営農について検討するとともに、新たなチャレンジモデルの構築及び役員後継者や新しいオペレーターの育成を図るなど、持続可能な組織体制づくりを支援することが重要となっている。	予算額(千円)	4,239	
		内訳	国	—
			県	4,239
			その他	—
事業の内容等	1 上北地域集落営農活性化協議会の開催 (1) 集落営農組織、農協、市町村、県民局で構成する協議会において、集落営農組織の課題の洗い出しや、効率的な運営について意見交換を実施 (2) 集落営農組織の組織間連携に取り組んでいる県外の先進事例を調査 (3) 先進事例調査の報告、チャレンジモデル実証結果の報告及び有識者等による講演を内容とするセミナーを開催 (4) 複数の組織間での話し合いの活性化を図るため、ファシリテーター等の専門家を派遣 2 集落営農活性化に向けたチャレンジモデル実証 (1) 集落営農の活性化に向けた新たなチャレンジプランを公募し、作業性や収益性等を実証 (2) 新たなチャレンジモデルの事例集を作成し、管内集落営農組織へ周知 3 次世代の担い手づくりの支援 (1) 集落営農組織の将来を担うリーダーを育成するために、集落営農組織の若手構成員を対象としたセミナーを開催 (2) 新たなオペレーターの確保に向け、組織雇用者や新規就農者などを対象としたオペレーター育成講習会を開催	補助率	標準事業費	
		—	30万円 ／組織 年3組織	
実施期間	令和5～6年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通0176-23-4281)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 機械購入
実施主体別		その他（集落営農組織）

事業名	集落営農活性化プロジェクト促進事業（国庫・継続）			
アピールポイント	集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。			
事業の趣旨	集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	30,465	
		内 訳	国	30,465
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 ビジョンづくりへの支援 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援（支援期間：最長5年）</p> <p>2 具体的な取組の実行への支援 （1）取組の中核となる人材等を確保するため、新たな農業人材等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） （2）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 （3）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 （4）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 （5）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費</p> <p>《事業実施主体》 1及び2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織	
		定額	100万円 上限/年	
		定額 1/2以内 定額	25万円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 組織の定款又は規約を有すること。 2 共同販売経理を実施していること。 3 人・農地プランもしくは地域計画に位置付けられていること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。</p>				
実施期間	令和4～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他 (IT化)
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他 (飼料基盤整備)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別	その他 (公益社団法人あおもり農業支援センター)	

事業名	草地畜産基盤整備事業 (国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額(千円)	146,575	
		内訳	国	107,590
			県	38,985
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備 (1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 (2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等 (3) 農機具等導入 《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター	補助率	標準事業費	
		(1)、(2) 国50% 県15%	—	
【採択要件】 1 草地整備型 (公共牧場整備事業) (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 公共牧場の既存草地面積が100ha (中山間地域は50ha) 以上であること。 (3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。 (4) 事業完了後の受益面積が60ha (中山間地域は30ha) 以上であること。 2 畜産担い手総合整備型 (再編整備事業) (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 事業参加者が10人 (中山間地域については5人) 以上であること。 (3) 家畜飼養頭数 (豚換算) が2,000頭 (中山間地域は1,000頭) 以上であること。 (4) 担い手に係る畜産物生産が2分の1以上であること。 (5) 受益草地等の面積が30ha (中山間地域は15ha) 以上であること。 【令和6年度実施計画等】 和平地区 (田子町)、むつ・東通地区 (むつ市・東通村)、八森地区 (六ヶ所村)				
実施期間	昭和59～令和9年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線4823、直通017-734-9497)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積	地域の活性化 新規就農 / 法人化 / 集落営農 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	地域計画策定推進緊急対策事業（国庫・継続） 【地域計画策定推進緊急対策事業】			
アピールポイント	農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の将来の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域農業経営基盤強化促進計画」の策定を支援する。			
事業の趣旨	地域の農業者等の話し合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿等を明確化する地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に向けた取組を支援し、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図る。	予算額(千円)	56,757	
		内訳	国	56,757
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 市町村推進事業 地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援 (1) 地域の農業者等による協議の実施 ア 協議の実施 イ 協議の結果の取りまとめ・公表 (2) 地域計画の策定等 ア 地域計画の策定 イ 関係者への説明会等の開催 ウ 地域計画の周知及びフォローアップ 2 農業委員会推進事業 地域計画のうち目標地図の素案の作成を支援 《事業実施主体》 市町村、農業委員会	補助率	標準事業費	
		定額	—	
【令和6年度実施計画等】 青森市、外ヶ浜町、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、五戸町、田子町、南部町、五所川原市、深浦町、六戸町、むつ市				
実施期間	令和5～6年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5055、直通017-734-9462)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	融資	
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費 2 貸付対象者 (1) 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 (3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 (4) 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） (5) みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 3 貸付利率 無利子 4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年） 5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和31年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	利子補給
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	農業近代化資金（県単・継続）			
アピール	農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	<p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p>	貸付枠(千円)	1,200,000	
		内訳	国	—
			県	1,200,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 貸付対象事業 (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象） (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成 (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成 (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象） (5) 長期運転資金 (6) 農村環境整備資金 (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者 (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等 (2) 農協、農協連合会等</p> <p>3 貸付利率 1. 10% ※R6.3.18現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則） (1) 農業者等 15年以内（3年以内） (2) 農協等 15年以内（3年以内）</p> <p>5 貸付限度額 (1) 個人 1,800万円 (2) 法人 2億円</p> <p>6 融資率 80%以内（認定農業者は100%以内）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 / リース 融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)		
		内訳	(公庫資金)	
			国	—
			県	—
その他	—			
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 0.60%～1.10% ※R6.3.18現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分 に対し 国 10/10 （無利子化措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和6年度金利負担軽減措置】 令和6年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ （内線4799、直通017-734-9459）	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		経営体育成強化資金（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)	(公庫資金)	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 (3) 農産物加工処理・流通販売施設 (4) 負債整理 2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手 3 貸付利率 1. 10% ※R6.3.18現在 4 償還期間（据置期間） 25年以内（3年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 1億5,000万円 (2) 法人 5億円 6 融資率 80%	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成13年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 / 農地情報収集・提供
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ソフト）（国庫・継続）			
アピールポイント	土地利用型作物の集団化及び土地利用率向上等により質の高い農用地の利用集積が促進される。また、促進費の交付により農家負担が軽減される。			
事業の趣旨	ほ場整備事業等の実施を契機に、効率的・安定的な農業を営み、将来の農業生産を担うと見込まれる者に対して農用地の利用集積を図る。	予算額(千円)	371,162	
		内訳	国	200,702
			県	170,460
			その他	—
事業の内容等	1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業：利用集積の推進・指導 《事業実施主体》 県 (2) 調査・調整事業：改良区・市町村・農協の土地利用・調整活動 《事業実施主体》 市町村、土地改良区 2 農業経営高度化促進事業 中心経営体の農地集積率に応じて促進費を交付 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		1(1) 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45% 1(2) 国50% 中山間地域等 国55% 2 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%	—	
【採択要件】 1 経営体育成基盤整備事業（ハード）と一体 2 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画に基づき集積を進める。 3 県が作成する農用地利用集積促進土地改良整備計画及び農業経営高度化計画に基づき集積を進める。 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区：9地区 2 関係市町村：弘前市、五所川原市、つがる市、蓬田村、板柳町、中泊町、七戸町、東北町、外ヶ浜町、今別町				
実施期間	平成18年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ハード）（国庫・継続）			
アピールポイント	将来の農業生産を担う経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施することができる。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に行う。	予算額(千円)	3,288,201	
		内訳	国	1,770,791
			県	956,150
			その他	501,260
事業の内容等	<p>地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げる1～7の事業のうち2以上（3と5は単独でも可）の事業を実施する。</p> <p>1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農地所有適格法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。</p> <p>【令和6年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：15地区 2 関係市町村：青森市、五所川原市、つがる市、十和田市、今別町、蓬田村、板柳町、中泊町、深浦町、七戸町、東北町、五戸町、南部町</p>				
実施期間	平成15年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	畑地帯総合整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	畑地帯を総合的に整備することにより、収穫・輸送時の荷傷みが解消され、品質・収益性の向上が図られ、農業経営が安定する。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、畑地帯において必要な用排水路施設や農道、区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらには担い手の育成・支援を一体的に実施し、畑作物の生産振興及び担い手の経営安定を図る。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	5,000
			県	2,750
			その他	2,250
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全 2 農業生産基盤整備付帯事業 土壌改良、交換分合等 3 営農環境整備事業 農業集落道、農業集落防災安全施設、用地整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、農地被害防護施設、地域資源利活用基盤等 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
【採択要件】 1 担い手育成型 (1) 受益面積が概ね20ha以上であること。 2 担い手支援型 (1) 受益面積が概ね30ha以上であること。 (2) 担い手農家戸数割合又は担い手経営面積割合が10%以上であること。 (3) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること。 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：1地区 2 事業実施地域：青森市				
実施期間	令和3年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水 / 用排水路 / その他（農道、農用地造成）
実施主体別	県	

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。	予算額(千円)	629,080	
		内訳	国	393,175
			県	172,997
			その他	62,908
事業の内容等	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が借り入れている農地について、次の事業を実施する。 1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費 国 62.5% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。 2 事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権（土地改良事業計画の公告日から15年以上）を有すること。 3 事業対象農地面積がおおむね10ha以上（中山間地域はおおむね5ha以上）であること。 ※その算入範囲は大字を単位（営農上の一体性がある場合はその範囲） 4 事業対象農地がおおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。 5 すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 6 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。 7 事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に収益性が20%以上向上すること。 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：9地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、八戸市、中泊町、五戸町、藤崎町、田舎館村				
実施期間	令和元年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入) リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農地耕作条件改善事業 (国庫・継続)			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	115,800	
		内訳	国	108,600
			県	4,400
			その他	2,800
事業の内容等	<p>1 定額助成 (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗きょ排水 (4) 湧水処理 (5) 末端畑地かんがい施設 (6) 土層改良 (7) 更新整備 (8) 条件改善推進費 (9) 高収益作物転換推進費 (10) 水田貯留機能向上推進</p> <p>2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 (10) 管理省力化支援 (11) 品質向上支援 (12) 条件改善促進支援 (13) 高収益作物導入支援 (14) 指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国 100% 定率 【県営】 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%		
<p>【採択要件】</p> <p>1 地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。</p> <p>2 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。</p> <p>3 総事業費200万円以上であること。</p> <p>4 受益者数2者以上であること。 等</p> <p>【令和6年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区 : 2地区</p> <p>2 関係市町村: 青森市、つがる市</p>				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	機構集積協力金交付事業（国庫・継続）		
アピールポイント	農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、機構集積協力金を交付する。		

事業の趣旨	地域農業の競争力強化に不可欠な力強い農業構造と生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構に農地の貸付け等を行う地域に対して機構集積協力金を交付し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。	予算額(千円)	149,288	
		内訳	国	149,288
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 地域集積協力金 機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し交付	補助率	標準事業費																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">機構の活用率（累積）</th> <th rowspan="2">交付単価*1</th> </tr> <tr> <th>一般地域</th> <th>中山間地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>40%超50%以下</td> <td></td> <td>1.3万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>50%超70%以下</td> <td>15%超30%以下</td> <td>1.6万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>70%超80%以下</td> <td>30%超50%以下</td> <td>2.2万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>80%超</td> <td>50%超80%以下</td> <td>2.8万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td></td> <td>80%超</td> <td>3.4万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 農作業委託の場合、上記の半額</p>	区分	機構の活用率（累積）		交付単価*1	一般地域	中山間地域	区分1	40%超50%以下		1.3万円/10a	区分2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a	区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a	区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a	区分5		80%超	3.4万円/10a	10/10
区分	機構の活用率（累積）		交付単価*1																									
	一般地域	中山間地域																										
区分1	40%超50%以下		1.3万円/10a																									
区分2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a																									
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a																									
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a																									
区分5		80%超	3.4万円/10a																									
事業の内容等	2 集約化奨励金 機構を活用して農地集約に取り組む地域に対し交付																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域の団地面積*1の割合</th> <th>交付単価*2*3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>10ポイント以上増加</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)</td> <td>3.0万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 同一の耕作者による1ha以上（中山間地及び樹園地については50a以上）の団地面積 ※2 農作業受託の場合、上記の半額 ※3 受け手が位置付けられていない農地（1団地当たり上限4ha（中山間地域は2ha））の場合、上記の半額</p>	区分	地域の団地面積*1の割合	交付単価*2*3	区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a	区分2	20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)	3.0万円/10a																		
区分	地域の団地面積*1の割合	交付単価*2*3																										
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a																										
区分2	20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)	3.0万円/10a																										
<p>【主な交付要件】</p> <p>1 地域集積協力金：交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること又は地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等</p> <p>2 集約化奨励金：地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等</p>																												

実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)
------	---------	----	---

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化 / 遊休農地対策
実施主体別	公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	農地中間管理事業（国庫・継続）			
アピールポイント	<p>（公社）あおもり農業支援センター（農地中間管理機構）が借り受けた農地を、担い手は支援センターからまとまった形で借り受けることができる。</p> <p>特例事業として実施する売買事業では、農地所有者は売渡代金を確実に受け取ることができるほか、税制面の優遇措置が受けられる。</p>			
事業の趣旨	<p>農業経営の規模拡大や農地の集団化等によって農業の生産性の向上を図るために、（公社）あおもり農業支援センターが農地の貸借及び売買を行う。</p>	予算額(千円)	184,977	
		内訳	国	144,204
			県	40,773
			その他	—
事業の内容等	<p>1 農地中間管理事業（貸借）</p> <p>（1）農地を支援センターが借り受け、担い手農家等に貸付け</p> <p>（2）必要な場合には基盤整備等を実施</p> <p>2 農地売買等事業（特例事業）（売買）</p> <p>即売：支援センターが農地を買い入れ、売渡し</p>	補助率	標準事業費	
	—	—		
<p>【条件】</p> <p>1 農地中間管理事業</p> <p>（1）地域計画の区域内</p> <p>支援センターは、市町村が策定する地域計画の達成に資するよう目標地図に位置付けられた担い手等に農地を貸し付ける。</p> <p>また、地域計画の変更が行われることが確実と市町村が認める場合は、目標地図に位置付けられた担い手等以外にも貸し付けることができる。</p> <p>（2）地域計画の区域外</p> <p>農業委員会の要請等による促進計画案の提出があった場合、その計画案の担い手等に農地を貸し付けることができる。</p> <p>2 農地売買等事業</p> <p>即売の売渡先は、地域計画に位置付けられた者、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者であること。</p>				
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	